4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自転車歩行者道及び停車帯が整備されていないことから、できるだけ早期に歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、八王子市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　東京都八王子市役所

○関東地方整備局告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百四十二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年六月十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都江戸川区南小岩五丁目及び南小岩四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百四十二号線

三　事業施行期間　自平成二十七年六月十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都江戸川区東小岩五丁目及び東小岩四丁目地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

質問書提出

六月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

党首討論の定期開催に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

米海兵隊ＭＶ二二オスプレイの事故原因究明に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

答弁書受領

六月九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡本充功提出「労働者派遣法二十三条五項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員本村賢太郎提出各選挙管理委員会及び総務省のホームページに選挙公報を投票日の翌日以降も継続掲載することに関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

六月九日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成二十六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十六年度観光の状況」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十七年度観光施策」についての文書

交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十六年度交通の動向」に関する報告

交通政策基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十七年度交通施策」についての文書

又同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長田中俊一から、次の報告書を受領した。

原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく平成二十六年度原子力規制委員会年次報告書

参議院

議事日程

六月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号

平成二十七年六月十日（水曜日）

午前十時開議

第一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

質問主意書提出

六月九日議員から次の質問主意書が提出された。

安保法案の憲法適合性に関する質問主意書（前川清成提出）（第一五九号）

答弁書受領

六月九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三提出安全保障関連法案の用語の定義に関する質問に対する答弁書（第一四八号）

参議院議員藤末健三提出個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問に対する答弁書（第一四九号）

報告書提出

六月九日委員長から次の報告書を提出した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）審査報告書

報告書及び文書受領

六月九日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成二十六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十六年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年度観光施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十六年度交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年度交通施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく平成二十六年度原子力規制委員会年次報告書を受領した。

人事異動

内閣

判事

高等裁判所長官に任命する　　荒井　勉

高等裁判所長官

願に依り本官を免ずる（以上六月八日）　　安井　久治

（津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事）判事

簡易裁判所判事に兼ねて任命する　　大熊　一之

（津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事）

判事兼簡易裁判所判事

兼官を免ずる（以上六月九日）　　後藤　博

財務省

（大臣官房参事官兼財務総合政策研究所副所長）財務事務官　高田　潔

財務総合政策研究所長事務代理を免ずる

（会計センター次長）同　　古田　隆好

会計センター所長事務代理を免ずる

（主計局次長）同　　岡本　薫明

主計局長事務代理を免ずる

（大臣官房審議官）同　　吉田　正紀

国際局長事務代理を免ずる

（理財局次長）同　　飯塚　厚

理財局長事務代理を免ずる

（大臣官房審議官）同　　星野　次彦

主税局長事務代理を免ずる（以上六月六日）